

## 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

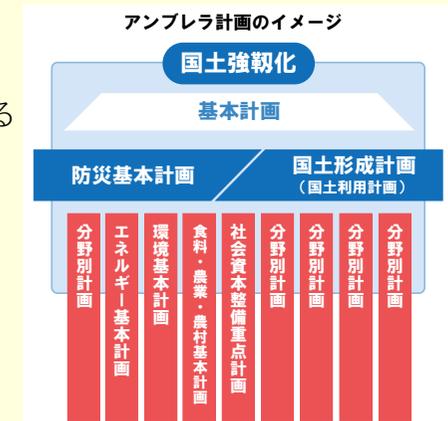
(H25.12.11 公布、施行)

### ■目的、基本理念

- ・大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進する
- ・必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける

### ■基本方針

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
4. 迅速な復旧復興を可能とする
5. ソフト・ハード施策の組合せによる国土強靱化推進のための体制を整備する
6. 自助、共助、公助の適切な組合せによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的な役割を果たす
7. 実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る



### 国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年毎に見直し
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの推進方針を記載

防災・減災、国土強靱化のための  
3か年緊急対策  
(平成30年度～令和2年度)

防災・減災、国土強靱化のための  
5か年加速化対策  
(令和3年度～令和7年度)

調和

### 国土強靱化地域計画

- ・都道府県または市町村が策定・見直し
- ・地域の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画
- ・国土強靱化に係る都道府県、市町村の他の計画等の指針となる

⇒ 滋賀県および県内全市町で策定済  
全国では、全都道府県、1,724/1,741市区町村が策定済

### 国土強靱化年次計画

- ・国土強靱化推進本部決定、毎年度策定
- ・プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの推進計画(推進方針及びKPI目標値)及び主要施策を記載

# 滋賀県国土強靱化地域計画

■国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画を、滋賀県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成28年12月に策定、令和2年6月に改定。

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
対象とするリスク	「大規模地震および風水害」等の大規模自然災害
基本目標	① 人命の保護が最大限図られること ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興
↓ 具体化 ↓ 事前に備えるべき目標	① 直接死を最大限防ぐ ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する ③ 必要不可欠な行政機能は確保する ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
施策分野	<個別施策分野> ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林・水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境 <横断的施策分野> ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

■以下の方法により脆弱性を評価し、施策の進行管理を行い、計画を推進、見直しをする。

